

# 楽市と領主支配

松 山 宏\*

Rakuichi and Seigniorial Domination

Hiroshi MATSUYAMA

(1972年9月30日受理)

## はじめに

中世における商業は、生産にせよ販売にせよ、いずれも座を結ばないかぎりは十分な活動が出来なかった。しかし織豊時代になるとそれは破られる、これが楽市である。そこで楽市に至る経緯をまず商業において検討したい。つぎにその底には権力からの政策があるので、座を破るという商業上の変動に対して権力がいかに対処したか、またいかなる意図をもっていったかを、大和と美濃の場合から考えてみたい。

### 第1節 楽市をめぐる諸説

楽市の研究は、戦前少なからざる人々により進められた。先鞭をつけた平泉澄氏は、「楽市とは課税を免除し、自由に商売せしむる市場のことである」と定義している<sup>1)</sup>。これをうけて小野均氏は、楽市は都市を建設・再興し、あるいは拡張するさいに、他所より商人の来往を期待する必要がある、そのための政策として出されたものである。しかもそれは主として城下町においてのみ施行され、寺社を中心とする門前町には全くみないと述べている<sup>2)</sup>。平泉氏はとくに城下町を意識してはいないが、しかし織田信長ならびに豊臣秀吉が、座の制度を破壊するためにとった政策であることは認めており、その点では小野氏の考え方と軌を一にしている。

たしかに楽市が市座さらに座の廃止を意図した商業上の政策であることは間違いない。ただ問題は、それが商業上についてのことである以上、商業そのもののなかに楽市を生み出す条件があった筈である。いかに強権をふるった信長・秀吉といえども、客観的な条件が熟していないのに、敢て大きな鉈をふるうとは思えないからである。したがってその条件とは何であるかを明らかにする必要がある。しかし両氏ともに、それについては述べていない。平泉氏は社寺の没落と座の衰亡には触れている、また市座もとりあげている。しかし座にせよ、市座にせよ、それ自体が動揺し崩壊しつつあることを具体的に論じていない。だから楽市といっても、その内在的必然性が明確につかめず、突然に政策が出された感をぬぐい得ない。

これに対して豊田武氏は、まず商業上の問題としてとらえている。たとえば市場税免除も、はじめは市場内に住むものに与えられ、ついで他所者に及ぼされるとし、また市座についても、その独占が破られる例を年次をおってあげている。さらに楽市にも初期と後期とがあり、はじめは猫額大の地点に施行されたにとまったが、後になると一般的な特権商人=座の否定にまで進んだ、と述べている<sup>3)</sup>。しかし氏の場合においても、市座と座の破

\* 史学研究室

られる過程が明らかでない。つまり市座にせよ座にせよ、それを破って行く新たな商業の動きないし新儀商人がいる筈なのに、これについては触れていず、その点でやはり不充分と思わざるをえない。

戦後になってもこの傾向は変わらない。原田伴彦氏は、楽市は領主が座を解放し、それを利用して中世の封鎖性を破り、領国的統一をうながす商業—貨幣を封建制の秩序形成のために、再び利用する、と述べている<sup>4)</sup>。氏は楽市政策の意義を重視し、そこに至った商業上の発展には必ずしも関心をもたない。また豊田武氏も、座の撤廃が一般商工業者の側からも強く要望されていた、地方産業の勃興と外国貿易の隆盛によつて商業の発展と都市の繁栄、人口の増大は新たな商工業者の増加をきたした。それらは当然、従来の特権に寄生してそれを擁護しようとする座商人との間に抗争をきたし、彼等の独占権をせめて行き、座の存続を不可能にしていった、とする<sup>5)</sup>。これが楽市の背景にあるのである。しかし具体的な例証は全くあげていない。

楽市が、主として織豊権力による政策であることには異議がない。そして政策という点に限定すると、戦後は戦前よりも説得的である。戦前の平泉氏らは自由を強調したに対し、豊田氏とくに原田氏は、封建的統制によって都市、町人、商業に対する政治的支配を実現しようとしたところに、楽市があると言いきっている。私も氏の説に賛成である。字句からみても、「楽」には自由という意味はないと思う。それは精々のところ、気楽とか楽阿弥・楽隠居の楽にみるように、苦勞のない呑気さという程度にとまっている。雨風にうたれても耐え、あるいはそれに打ちかかって行くという力強さはない。楽がかかる意味であるとすれば、楽市とは、市を一時あるいはしばらく自由にする程度にすぎない。それがやがて権力により再び強い統制をうけるのは目に見えている。だから楽市の意義が氏のようになるのは当然である。しかし意義という結論は忙ぐべきではない。楽市を生む基礎には商業の変動があることは確実である。したがってこれが何かを把握し、それを出発点としなければならないのは言うまでもない。

私は先に「楽市掟」そのものを分析し、その結果を以下の三点に整理した。第1に、楽市の対象となった座は市座の座であり、これは楽座の座も同じである。第2に、掟に諸役免と諸座諸役免とあって記載方法に差がある、前者は市での課役免のみにとまり、市座は依然存在しているが、後者はすべてを破棄している。この差は時代のそれだけでなく生産力の高低によるものである。第3に、市座を対象とした楽市・楽座の関係は、市→町での販売特権の縮小・破棄のため、座そのものも解体して行く<sup>6)</sup>。このうち、私はことに第二の地域差を重視しようとした。楽市そのものは全国的な趨勢であるにしても、それがまず発令されたのは畿内を中心とする先進地域である。つまり生産力の発達している所において、もっとも明確な形で実施されているのである。ということは、ここが商業において大きな問題を内包していると考えたからである。ただその論文では、具体的に何かは述べなかった。しかし本稿ではこの点を検討したいと思う。いずれにせよ、楽市が織豊権力による商業・都市の統制策として出され、極めて政治的なものであることは事実である。だがそれですべてが終るのではない、またそれのみでとまるならば不充分である。直接には商業上の政策であり、したがってその前提には商業の問題が大きく横たわっているのである。それをまず注視し、その上に立って政治を論じなければならない。

## 第2節 室町後期の先進地域の商業

先稿で、楽市の対象は市座であると述べたが<sup>7)</sup>、市→町での販売権の破棄は、当然に座

の解体にもつながる。その点で、市座と座は別のものでなく大いに関係をもっているのである。市座にせよ座にせよ、それらが破棄されるのは、それぞれが破棄される要因を内包しているからに外ならない。それをつぎに具体的にみることにしたい。

### 第1項 市 座

中世において商品の売買は、市商人を通じると、たまさかに訪ずれる行商人を通じて直接売買するのとの二つで行われた。市商人を通じるのは恒常的なものである、市は多く社寺門前、地方豪族の館のある所、水陸の交通要地に立てられた。市にも祭礼市と定期市がある。祭礼市というのは、社寺の祭礼のさい一定期間つづいて開かれるものである。これに対して定期市は…ヶ月に3回のちに6回開かれている。ただ現在残っている三日市とか十日市は必ずしも1ヶ月に3回とはかぎらない<sup>9)</sup>。商品取引において、市商人らと市によらない行商人との比重がどちらにあったかは、数字で示す訳には行かないが、史料上は市のほうが多い。また事実問題としても市は権力者に保護され、交易に有利な場所であり、したがってそれに比重をかけるのは間違っていないであろう。そこで市を基準にして考えると、市は何人にも自由に解放されていたのではない。そこには特定の販売座席として市座があり、市座をもつもののみが販売を認められたのである。かれらは領主に座銭・公事銭・駄銭を払っていた。しかし需要が増し、また商品が増せば、市座の変動は避けられないであろう。

京都では、応安2年に四条町立売が禁止されている<sup>9)</sup>。四条立売というのは、四条通りの東洞院・富小路間の三町のことである。立売りというのは、店をかまえずに売っているものである。当時、座を中心とした有力商工業者は、ほとんどが四条の烏丸・油小路間に町座をもっていたので、新儀ないし散在商人はここに進出できず、そこで立売りをしたのである。かなり以前になるが、「テレビ」でヒマラヤの麓に開かれた市の写ったことがある。市立の前に場所の割り当がすすみ、商人がそれぞれ店をならべていた。ところが一人遅れて来た商人がいた。かれは時間に間にあわなかったのである。仕方なく市店の一番外れの所で、品物の山のような薪を背負ったまま立っていたが、おろすと場所をとるからおろせないであろう。私はそれに中世の立売商人の面影をしのんだが、恐らくそのようなものではなかったろうか。『狂言記』に、「罷出でたるは所の目代、富貴につき、新市を立てると存ずる。何にはよるまい、一の棚を飾ったる者は、萬雑公事を免さうと存ずる」とある。また「今は、斯様のものを商ひますとも、一の棚を領じ、万雑公事を免され、末々は、金銀などを商ふやうにと存ずる」ともある。新市というのは立売のようなものであろうか。この二つの事例からみると、これらの商人は身すばらしいものであり、税を免じられていたことが分かる。宇治では毎月六度の市が立ったが、市場商人の課役について「大別拾遺文宛但立  
志河為五鎮文字」<sup>10)</sup>とあり、立売りは少なくなっている<sup>10)</sup>。ここでは、立売りはヒマラヤの場合とおなじように思える。後述するが京都では早くから自由散在商人があり、販売をめぐって座商人との抗争がおこっている。こうしてここでは、町座に対する立売り、市に対する新市という新しい動きがみえている。京都での商品流通は他地域にくらべて著るしく発達しており、これが同じ時期に地方の各市場にもみられるとは思えない。しかし上にみたように文明には宇治で、立売商人が同じ扱いかでないにせよ、市に加わることが認められているようである。また牛窪（三河）では、享祿二年ごろの城下の情景を「侍小路与力屋敷町割等……中町ノ辻ニ市御堂有リ、是市杵姫也、内外ノ二町ヲ若子町ト云、毎月（年）四月八日ヨリ十五日迄馬市ヲ立ル、京堺ハイフニ不及、諸国ノ商人集リ来ル、京堺

ハイフニ不及、諸国ノ商人集リ米ル……楽市ト号ク」と記している<sup>11)</sup>。この書は後世のものであり、すべてを認める訳には行かぬが、しかし特殊商品から楽市のはじまる機運はあったろうと考える。こうした市座＝町座に対する新たな動き、それがすべての商品売買に楽市を発令させるようになるのである。

## 第2項 座

座は市座と全く別のものではない。座商人は社寺権門の力を背景に、販売のみならず、生産・仕入れから道路独占・関所税免除など、いわば総合的な独占権をもっている。これに対して市座商人は販売のみの独占権をもっている。市を占めるものには座商人と市座商人がある。楽市は市座の破棄であるから、座商人もそこでは特権をふるいえないが、行商を通じる直接取引では依然特権を行便できる。しかし市が開放され、そして町となるにつれ、そこでの取引の重みが増し、その結果、座商人の特権が狭められるのは当然である。こうして座も破棄されて行くのである。しかし座の崩壊は市座の破棄によってのみおこつたのではない。座の諸特権が一つ一つ崩されて行き、それが楽市へとつながるのである。そこでこの頃では座そのものに焦点をおき、まず大和の油座についてその動向をおうことにしたい。

大和では、中世のはじめから春日社・大乗院の寄人であった符坂座が、奈良を中心に大和一国の油販売の独占権をもっていた。この他に河内（実は摂津）木村座が奈良での油販売権を認められていた。一方、矢木座は符坂への胡麻提供の仲買座としてあった。応永と文明の二度にわたって符坂座と矢木座は胡麻購入をめぐる争い、結局、符坂の他国からの胡麻購入優先権と矢木座の胡麻他国搬出制限が認められ、矢木座の敗北となった。しかしその後、符坂座は矢木座から胡麻を買入れ、矢木座は八木附近において胡麻販売権を独占して来る。また奈良においても、箸尾の油シホリ座が符坂の支配をおびやかしている<sup>12)</sup>。座相互の対立のおこるのは根本的には領主の権威が弱体化し、座が領主の隷属からはなれ、営業に比重をかけて来たためである。これを手工業座であるが、おなじ大和の赤土器座にみてみたい。文明7年10月、赤土器座の座子が大乗院に対してつぎのように申し入れた。講師坊大会の土器は在田庄を知行している兄部の役であり、座子としては関知しないと。これに対して大乗院は、勅使坊以下の大会に土器を進めるのは兄部の役であるが、講師坊大会には兄部は関係なく座子が沙汰すべきであると述べ、座子の態度を強く批難した。しかるに座子は承伏せず、遂に座衆を返上すると言いきった<sup>13)</sup>。兄部が土器の沙汰に応じなかったのは、給田の有名無実のためである。この後、兄部は領主への隷属・奉仕をはなれて商品生産に依存し、その利益から座役として土器を沙汰したとされる<sup>14)</sup>。一方、座子もこれまでのように兄部に全く従属するということはないであろう。座はまだ権威を背景にもちながらも、自らの力を信じて活動するようになる。これが商圏争いへとつながるのである。

ところで座にとっての強敵は、座に属さない新儀商人の台頭にあった。たとえば、矢木座の独占権は、森屋住人とか、龍田披官人并結崎住人<sup>15)</sup>、また唐古住人が破ろうとしている<sup>16)</sup>。脇田氏は、矢木とか箸尾は農村に勃興して来た「田舎座」と言っている<sup>17)</sup>。むろん森屋・龍田・結城も同じ層であろう。これら「田舎座」は座という形をとってはいるが、農村における商品経済の発展に支えられている事実を見失ってはならないであろう。大和一円に存在する座は、明らかなものだけでも四七を数えることが出来る<sup>18)</sup>。これらの座は多かれ少なかれ油座とおなじ動揺のうちにあったのである。これは大和以外

においても等しくみられる。全国的に広く独占権をもっていた大山崎油座も、応永4・21年の幕府下知状にみると、摂津国道祖小路・天王寺・木村・住吉・遠里小野并近江小秋らの土民が荏胡麻の売買を行なっている。同22年には播磨国土民も荏胡麻商売を違乱している<sup>19)</sup>。

京都においては一層活発である。康永2年7月、祇園社に属する綿座商人の本座と新座が市中における販売権をめぐる争った。本座は三条町・七条町に住んで町座営業をするものであり、新座は散在里商人あるいは振売り商人と言われて、振売り行商をするものであった。訴訟は半年余で、本座の敗北となって片付いた<sup>20)</sup>。おなじ頃、糸綾絹布の類また魚鳥米麦などについても振売りの多いことが指摘されている<sup>21)</sup>。応永26年、北野麴座の申請により麴室を破却された酒屋・土倉は少なくとも52軒に上っている<sup>22)</sup>。これは北野麴座の独占権を認めたものであるが、言いかえれば、北野以外に麴作りが多数みられたことになるであろう。

しかし新儀商人、さらに地方商人の進出が決定的となるのは、応仁大乱以降である。それは越後青苧座とか地方製紙業の進出にもみられるが、酒造業では大乱により「土倉酒屋三百余ヶ所断絶<sup>23)</sup>」と言われた機会をとらえて、地方酒造業は京都に販路をひろめてくる。

#### 一 運入京都田舎酒事

停止之旨、先度雖被成下知、号権門勢家交用恣運入京都、於町々猥令商売之段、先々更未聞不見次第也、且為遁公役、且押京都本酒屋者歟、姦謀旁以自由之至也、然早速為御倉被糺之、運入在所酒役執立之、可被下行公役、不応下知者同可被相定別人也<sup>24)</sup>、これは永正6年6月、洛中酒屋が、大津酒以外の坂本・奈良酒らの搬入禁止を、河内・摂津酒は大名用以外の商売酒の洛中搬入の禁止を要求し、これに幕府が応じたものだろうとされる<sup>25)</sup>。

洛中洛外魚物商売事、粟津橋本供御人并振売六角町今町等商人、先々進止之由、近年飛分族、或構棚或荷持之猥令売買云々太無謂、所詮停止非衆新儀、可専当座中之商売之由、所被仰下也、仍下知如件、

享祿二年十二月十四日

信濃守神宿弥(判)

弾正忠三善(判)<sup>26)</sup>

これは近江の粟津橋本供御人と振売の六角町・今町の商人の独占権を、飛分族＝新儀商人が脅かしているのである。

このように、京都を中心とした畿内先進地域においては、主として大乱後、市座はくずれ、また新儀商人あるいは地方商人の台頭によって座も動揺していることが分かる。幕府ないし荘園領主も些かお手あげの状態である。勿論かれらは新しい動きに対してそれなりの対策をとっている筈である。京都では乱後いち早く復興したのが、これまでの特権的商業地区であったことをみても<sup>27)</sup>、簡単には引き下がらなかったと思う。しかしそれにも拘らず、新興層の台頭が著るしかつたのは事実であり、これに対する統制を確固とする必要もあった。これが楽市であると考えられる。

### 第3節 楽市の発令

#### 第1項 越智家栄と矢木市

座の後退と新儀ないし農村からの商工業者の進出は、大和において商業上一種の無政府状態をつくり出していた。座は自らの権益を守るために、力のなくなった興福寺から衆徒国民の勢力下には行って行く。これは「奈良中掟法」に、「諸商人就売買諸座公事有之、社家・両院家・諸坊以先規令成敗之処、衆徒国民等令扶持商人、動及違乱難涉云」とあることから分かる<sup>28)</sup>。具体的にみると、符坂・矢木座にそれぞれ古市・十市がついている<sup>29)</sup>。しかし新儀商人も衆徒国民と結んでいる。木村油座に対抗して箸尾のものどもが隠れ売りをしており<sup>30)</sup>、萩別所之披官人以下が座衆でないのに藁皮を売買している<sup>31)</sup>。またミワノ鍋売座をおしつけて下田ノ鋳物師ノ披官共が勝手に鍋売りをしており<sup>32)</sup>、菅笠座に対抗して万歳住人が長谷寺で売っている<sup>33)</sup>。下田は不明だが、箸尾・万歳は春日社に属する国民、萩別所は興福寺に属する衆徒であり、いずれも国人層である。国人が新儀商人に結んだのは、かれらの興福寺からの自立と関係している。庄園諸職の保持にとまった段階から、一定の領域を支配するようになったかれらは、そこの地盤を固めるために商工業の発達を利したのであろう。ことに富の獲得はむろん、年貢物の換金と必要物資の入手のためには、商工業者に依存する必要がある。しかも座が興福寺に属している以上、それ以外のところに求めねばならず、それが新儀商人であったと思う。一方、新儀商人にしてみても、座と対抗し、打ち勝つためには国人と結ぶ必要があった。多くの場合、かれらは国人層の披官であると思うが、その点でも自ら結ばれることになったのである。こうしてことに大乱以降は、商業上においても変革の時期にあったのは間違いない。

このような時期に、越智が矢木市を設けた。

一、自十三日至来月十三日矢木市ニ毎日市ヲ可立之由、在々所ニ札立之、自国・他国可立云々、越智弾正・岸田申合津料可取之用云々、数百ノ屋形打之云々<sup>34)</sup>、

ここでは三点が注目される。第一は、矢木市が一月にわたって開かれる点である。従来、市は一月に三日ないし六日立つのが普通であった。しかもここでは馬市のように特殊な市ではなく、普通の市が長期にわたって立つのである。そして第二に、数百ノ屋形＝仮屋がならんでいる。この数百の中味はこの史料だけでは不明である。しかし恐らく多くの新儀商人が含まれていたろうと思う。ただ、そこに占める市座との関係は分からないが、少なくとも楽市の一つの属性である自由商業が実施されていたことは認められよう。第三に、津料はとられている。津料というのは、本来は関津で徴収された税である、しかしここでは市場税と同じ意味で用いられているのであろう。ここには楽市のもう一つの属性である課税免はない。以上からみて、これは楽市への移行段階にあるものとするのが出来ると思う。

越智は高市郡高取城を本拠とし、北部の筒井とならんで大和を二分する国人であり、文明のはじめには越智郷が出現して、勢力圏をつくっている。<sup>35)</sup>大乱中、越智は畠山義就と結び、一方の筒井は畠山政長と結び、それぞれ他の衆徒国民をひきいて各地に轉戦した。乱後、筒井は没落し、越智がときめき、和泉守護の噂さへ流れた<sup>36)</sup>。それより長享にかけ越智の威勢は大いにたかまり、興福寺からは「云所々横領云私反銭珍事悪行共在之」といわれた<sup>37)</sup>。伊勢參詣路をとめて北畠と争う一方では<sup>38)</sup>、將軍にもとりいり<sup>39)</sup>、その力は大名に匹敵するほどであった。その後は筒井の復活により再び一進一退の抗争がつづくが、大乱以降の十数年間は、越智にとっても、もっとも力の充実した時であった。したがっ

て、この威力を背景に当主家榮が矢木市を設けたのであると思う。距離の上で矢木市と高取城とは一〇軒余はなれており、戦国時代としても、ややはなれすぎて城下とはいえないにしても、一つの新たな試みとみることは出来よう。ここがその後どうなったのか不明である。しかし筒井との抗争、細川の介入などにより、領域支配の確立はならなかった。筒井の勢力が伸び、大和一国の支配をすすめるにしたがい、越智は後退する。越智の亡ぶのは織田信長が進出し、松永久秀を倒した元龜から天正にかけてである<sup>40)</sup>。こうして越智は大名になりえずに消え去るのである。したがって矢木市も真に楽市へと進むことなくして終わったと考えたい。大和一元に楽市が実施されるのは、天正13年閏8月に豊臣秀長が郡山城に在り、奈良中のすべての商売が止められ、郡山で売買することを強制されるのを機としてであった<sup>41)</sup>。

## 第2項 織田信長と楽市

本格的な楽市は、永祿10年に織田信長が加能（美濃）に発令したことによりはじまった。

### 定

- 一、当市場越居之者、分国往還不可有、并借錢・借米・地子・諸役令免許訖、雖為譜代相伝之者不可有違乱之事
  - 一、不可押買・狼藉・喧嘩・口論事
  - 一、不可理不尽之使入、執宿非分不可懸中事
- 右条々、於違犯之輩者、速可処敵科者也、仍下知如件  
永祿十年十月 日<sup>42)</sup>

ただし美濃では商業上の変動が具体的にどうあったかはよく分からない。美濃の市の数は34とも54とも言われる<sup>43)</sup>。そして市座・課役は信長のころは依然存在している<sup>44)</sup>。新儀商人の動きは不明である。この点は将米の研究にまたなければならないが、畿内のような条件がここでもあったろうとの前提のもとに考察をすすめたい。

もともと信長は清須（尾張）に本拠をかまえていたが、岳父斎藤道三の遺志もあり、永祿3年夏より美濃へ侵入した。10年8月に西濃三人衆の安藤伊賀守・稲葉一鉄斎・氏家ト仙は信長に通じ、井ノ口城の斎藤龍興を追い、ついで各地による国人層の城に攻めかかった。たとえば井ノ口の東北部では、猿尾山・堂洞・関・加治田の諸城をつぎつぎと落している<sup>45)</sup>。『美濃古城史』に記される148城について廃城時期を調べてみると、不明を除き、室町3・戦国21・織豊28・関ヶ原戦後19とあり、江戸時代までつづいたのは16にとまっている。数の上では織豊時代がもっとも多い。こうして国人層の征服をつづけながら、権力の拠点として武士集住を軸とする城下の整備につとめ、永祿10年井ノ口に入り、岐阜と改名した。「高貴なる武士及び重立ちたる人々は、皆新に其家を建築したれば」<sup>46)</sup>、とあるのは永祿12年のことであり、「家々を見めぐれば、みつばよつばの殿つくり数をもわかず、おほぢのさまは、平城のはじめもかくやとおもひやられつ」とあるのは<sup>47)</sup>、天正元年のことである。これが加納の楽市の背景にある。加納というのは現在は岐阜市に含まれるが、岐阜城の南方6軒に位置している。元米は斎藤の根拠地である。斎藤はその後鷺山・大桑と移り、最後に井の口に城郭をかまえたが、発祥地は加納にあり、そこでここにまず楽市を発したかも知れない。

いずれにせよ、これによって社寺・国人らのもっていた商業権をうばい、これらの岐阜

への集中を計ったのだらう。上岐時代に美濃紙の生産地と集荷地をむすぶ流通をにぎっていた桑原与左衛門と子の順永は、信長の政策によりその専売権を否定されたとと言われる<sup>48)</sup>。これに対して、尻張で唐人商人と呉服商人から夷子講という営業税・物品税をとり、取締りの責にあっていた伊藤惣十郎には、美濃においても同じ権限を与えている<sup>49)</sup>。そして安八郡平野荘の国人不破河内守光治は、「商人方夷講之業、御朱印を以貴所へ被仰上は、先我等知行分西方如惣末可御申付為其中人候」と、承諾する返事を出している<sup>50)</sup>。こうして信長権力と結ぶ特権商人を核とし、領国の市と商工業者は岐阜へ集められる。材木町・鍛冶屋町・魚屋町・大工町など同一職種による町の成立は、この結果を示すものである<sup>51)</sup>。また斎藤時代に新町がつけられたが、信長の時代になり、その中に大工町がつけられ、また新町も上・中・下に分けられた<sup>52)</sup>。町の細分化は商工業者の増加によるものであろう。フロイスは永禄12年閏5月に、以下のような書翰を出している。「我等は岐阜の町に着きたり。人口約一万なるべし。和田殿の指定したる宿に就きしが、其出入の騒しきことバビロンの混雑に等しく、各国の商人塩・布其他の商品を馬に附けて米集し、家は雑沓して何も聞えず」と<sup>53)</sup>。これは旅館附近の景観を述べたので、喧しかったのかも知れないが、斎藤時代とくらべても非常に違っている<sup>54)</sup>。

ただ楽市は、権力の拠点である岐阜の繁栄を意図して発令されたにせよ、積極的に社寺あるいは国人層の市を破壊したとは必ずしも言えない。市は結果として消滅するが、はじめから意図して破壊したのではなからう。それは「掟」の内容をみても、加納市の諸役免除のみをうたい、それ以外のことには触れていないからである。これは他所で出された多くの「楽市掟」にも相当する。事実、先の『美濃古城史』からみても、この時代には国人層の城砦は多く残っている。つまり楽市の狙いは、市座・座商人も拒否しないが、それを外れていた新儀商人を集めること、なかならず中央の商人を集めることにあったらう。中央の商人に求めたのは、かれらの力に依存して年貢物換金と軍需品を含む中央物資を入手し、その力により領国支配を強化し、さらに中央への進出を計ったのであろう。これに対して、領内の商工業者を根こそぎ集中するのは、充分考慮されていたとは思えない。

### あ と が き

楽市は全国的に行われたが、天正時代に限定してみると、多く先進地域にみえている。これはここが商業上の変動がもっとも激しかったからである。そこで例を主に大和と京都にとり、室町中期以降の新儀商人の台頭を中心に、市座と座を破る動きをみてみた。このような事態に対して、大和では越智が興福寺にかわって統制を試みた、これが矢木市である。しかし中央諸勢力の介入、他の国人層との抗争などのために越智の領国支配はならなかった。これに対して美濃においては、織田信長の国人打倒による領国支配の強化が楽市を発令させたのである。



## 註

1. 平泉 澄：『中世に於ける社寺と社会との関係』P. 363
2. 小野 均：『近世城下町の研究』P. 87
3. 豊田 武：『中世日本商業史の研究』P. 330・332・340
4. 原田伴彦：『日本封建都市研究』P. 244
5. 豊田 武：『日本の封建都市』P. 108・110・111
6. 拙稿：「薬市掟」（『京都府私学論集1』）
7. 拙稿：「前掲論文」
8. 染屋多喜男：「大分県における市の調査」（『大分県地方史 21.22』）
9. 『後鑑』応安2年3月27日
10. 原田伴彦：『中世における都市の研究』P. 157
11. 『牛窪記』
12. 豊田 武：『大和の諸座』（『歴史地理 64—3.4』），脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』P. 474
13. 『大乘院寺社雑事記』文明7年10月2日・5日
14. 脇田『前掲書』P. 461
15. 『大乘院寺社雑事記』長禄3年8月16日・24日
16. 同 文明4年9月9日
17. 脇田『前掲書』P. 496
18. 永島福太郎『奈良文化の伝統』P. 65
19. 『史料綜覧』応永4年5月26日，同21年8月9日，同22年8月11日
20. 『祇園執行日記』康永2年7月8日
21. 同
22. 小野晃嗣：「室町幕府の酒屋統制」（『日本産業発達史の研究』所収）
23. 小野晃嗣：「中世酒造業の発達」（『日本産業発達史の研究』所収）
24. 『古文書第十四集』
25. 註(22)に同じ
26. 『古文書第一集』
27. 拙稿：「封建都市成立についての考察」（『歴史学研究』180）
28. 『大乘院寺社雑事記』延徳4年6月30日
29. 同 文明2年6月26日，同4年9月9日
30. 同 長禄4年閏9月14日
31. 同 文明3年11月27日
32. 同 明応4年2月18日
33. 同 明応5年7月24日
34. 同 文明18年11月9日
35. 同 文明2年3月25日
36. 同 文明9年10月17日
37. 同 長享2年10月12日
38. 同 長享3年2月27日
39. 同 長享2年10月2日
40. 永島福太郎『奈良県の歴史』P. 166
41. 『多聞院日記』天正13年10月15日，天正15年8月21日，同9月11日
42. 「岐阜市円徳寺制札」（『美濃国史料—岐阜稲葉編』），加納の文字は翌年の「定」に明示されるが，同様のものなので，これも加納とされている。

43. 平塚正雄：「美濃の市に就いて」（『郷土史壇 2—9.10』），森義市「美濃に於ける市場雑考」（『郷土史壇 2—11』）
44. 平塚正雄：「美濃中世の市と座」（『岐阜史学 1』）
45. 『堂洞軍記』
46. 『耶穌会士日本通信 下巻』 P. 48
47. 『美濃路紀行』
48. 伊藤忠士：「近世初期一商人の性格」（『史学雑誌 70—1』）
49. 註(44)と同じ，『愛知県史第一』
50. 註(44)と同じ
51. 『岐阜史略』
52. 水島紀男：「岐阜新町考」（『郷土史壇 1—7』）
53. 『耶穌会士日本通信 下巻』 P. 41
54. 拙稿：「美濃・飛騨における城下形成の経緯」（『京都府私学論集 7』）

### Summary

*Rakuichi* means to free and emancipate the trade from the established and privileged *za*, which were the guilds in medieval Japan. But in order to realize the process it was necessary to break down the time-honoured privileges by the expanding commercial activities of the new classes which were emerging in and around the progressive cities of Nara and Kyoto.

The freedom and emancipation, however, were realized and to some extent limited under such conditions that the *Daimyos* (seigniorial lords) toiled to unify their own territorial lands. In spite of the efforts of Iehide Ochi, a seigniorial lord in Yamato, for instance, did not succeed in establishing *Rakuichi* through his failure to unify his seigniority, while Nobunaga Oda of Mino throughly attained his aim.